



共同利用施設指定管理者指定申請書

年 月 日

池田市長 様

申請者 所在地
名称
代表者

印

共同利用施設条例第6条の規定により、共同利用施設池田市立池田駅前北会館の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

**共同利用施設池田市立池田駅前北会館
事業計画書に記載すべき事項**

1. 地域行事振興のための支援
2. 地域住民の交流促進のための支援
3. 避難所開設時における緊急避難者への対応
4. その他、募集要項の4（4）①から⑦の順に記載のこと

別紙 4

別記様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）

所在地
団体名
代表者氏名 ⑩
（年度協定に使用する印鑑と同一印）
代表者の生年月日 年 月 日

誓 約 書

共同利用施設池田市立池田駅前北会館の管理に関する業務（以下「管理業務」といいます。）に係る指定管理者の指定の申請に当たり、池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成18年池田市条例第24号）及び池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）の規定に基づく池田市の求めに応じ、下記のとおり誓約します。

記

- 1 当団体は、池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第4条各号のいずれにも該当しません。
- 2 当団体は、池田市暴力団の排除に関する条例第2条第1号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」といいます。）に該当しません。
- 3 当団体の役員、職員等（以下「役職員等」といいます。）は、池田市暴力団の排除に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」といいます。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下単に「暴力団密接関係者」といいます。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。
- 4 池田市から役員名簿又はこれに準ずる書類（以下「役員名簿等」といいます。）の提出を求められたときは、速やかに提出するとともに、池田市が大阪府警察池田警察署、大阪府警察本部等（以下「警察」といいます。）から要請を受けたときは、池田市が当該役員名簿等を警察に提供することに同意します。
- 5 当団体又は役職員等が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると警察から池田市へ報告があった場合又は池田市の調査により判明した場合は、池田市がその旨を公表することについて異議を述べません。
- 6 管理業務の一部を第三者に委託する場合は、委託先が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することのないよう管理及び監督をします。また、物品の購入等における契約相手方が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することのないよう留意します。
- 7 本誓約書における虚偽の誓約が池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第13条第2項第8号に規定する不正な手段に該当し、指定管理者の指定を取り消されることについて異議を述べません。

以上

申請時に提出する納税証明書について

◆ 法人税・消費税の納税証明書

- ・ 法人の場合は、税務署発行の「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことを証明する、納税証明書を提出すること。
- ・ 非課税の場合は、非課税証明書を提出すること。
- ・ 証明書は、申請書提出時の3ヵ月以内に発行されたものに限る。
- ・ コピーで提出する場合（コピー提出可）は「無効」表示のないもので、明確に判読できるものに限る。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響で税の徴収猶予をうけている場合は、その旨を証明する納税の猶予許可通知書又は、納税証明書を提出すること。

◆ 所得税・消費税の納税証明書

- ・ 個人の場合は、税務署発行の代表者の「申告所得税と消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことを証明する、納税証明書を提出すること。
- ・ 非課税の場合は、非課税証明書を提出すること。
- ・ 証明書は、申請書提出時の3ヵ月以内に発行されたものに限る。
- ・ コピーで提出する場合（コピー提出可）は「無効」表示のないもので、明確に判読できるものに限る。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響で税の徴収猶予をうけている場合は、その旨を証明する納税の猶予許可通知書又は、納税証明書を提出すること。

◆ 都道府県税の未納の税額がないことを証明する証明書

- ・ 法人の場合は、本社（本店）で協定書締結する場合は本社（本店）のものを、支店等で締結する場合はその所在地のものを、都道府県が課税する税について未納の税額がないことを証明する証明書を提出すること。なお、未納の税額がないことを証明する証明書がない場合は、法人事業税及び法人都道府県税の納付した直前1年間の納税証明書を提出すること。
- ・ 個人事業者の場合は、代表者の都道府県が課税する税について未納の税額がないことを証明する証明書を提出すること。なお、未納の税額がないことを証明する証明書がない場合は、個人事業税の納付した直前1年

間の納税証明書を提出すること。

- ・ 証明書は、申請書提出時の3ヵ月以内に発行されたものに限る。
- ・ コピーで提出する場合（コピー提出可）は「無効」表示のないもので、明確に判読できるものに限る。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響で税の徴収猶予をうけている場合は、その旨を証明する徴収猶予許可通知書を提出すること。

◆ 法人市民税の未納の税額がないことを証明する証明書

- ・ 法人の場合は、本社（本店）で協定書締結する場合は本社（本店）のものを、支店等で締結する場合はその所在地のものを、市町村が課税する税について未納の税額がないことを証明する証明書を提出すること。なお、未納の税額がないことを証明する証明書がない場合は、直前1年間の納税証明書を提出すること。
- ・ 非課税の場合は、非課税証明書を提出すること。
- ・ 証明書は、申請書提出時の3ヵ月以内に発行されたものに限る。
- ・ コピーで提出する場合（コピー提出可）は「無効」表示のないもので、明確に判読できるものに限る。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響で税の徴収猶予をうけている場合は、その旨を証明する徴収猶予許可通知書を提出すること。

◆ 市町村民税の未納がないことを証明する証明書

- ・ 市町村が課税する税（都道府県民税を含む）について未納の税額がないことを証明する証明書を提出すること。なお、未納の税額がないことを証明する証明書がない場合は、直前1年間の納税証明書を提出すること。
- ・ 非課税の場合は、非課税証明書を提出すること。
- ・ 証明書は、申請書提出時の3ヵ月以内に発行されたものに限る。
- ・ コピーで提出する場合（コピー提出可）は「無効」表示のないもので、明確に判読できるものに限る。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響で税の徴収猶予をうけている場合は、その旨を証明する徴収猶予許可通知書を提出すること。

◆ 固定資産税の納税証明書

※固定資産税は、土地、家屋、償却資産が対象。

- ・ 法人の場合は、本社（本店）で協定書締結する場合は本社（本店）のものを、支店等で締結する場合はその所在地のものを、納付した直前1年間の納税証明書を提出すること。
- ・ 個人の場合は、納付した代表者の直前1年間の納税証明書を提出すること。

と。

- 納税義務のない場合は、納税証明書の提出は不要。
- 証明書は、申請書提出時の3ヵ月以内に発行されたものに限る。
- コピーで提出する場合（コピー提出可）は「無効」表示のないもので、明確に判読できるものに限る。
- 新型コロナウイルス感染症等の影響で税の徴収猶予をうけている場合は、その旨を証明する徴収猶予許可通知書を提出すること。

別紙 6

質 問 書

令和3年 月 日

所 在 地

団 体 名

代 表 者 氏 名

印

共同利用施設池田市立池田駅前北会館指定管理者募集要項に関して、以下の事項について、質問します。

書類名・記載箇所等	質問内容

連絡先

所 属

担当者名

電 話

F A X

メ ー ル

審査項目

審査項目	配点
1. 価格審査（基準価格：年額2,785,200円）	40点
2. 基本項目審査（下記のア、イ、ウ、エの項目の合計）	60点
ア 団体等に関する事項	20点
①施設の管理運営における業務遂行能力は十分と考えられるか	10点
②団体の経営理念・方針等は当該施設の役割・目的と合致しているか。 また公共性・公益性を重視しているか	5点
③同規模以上の同種又は類似施設の管理運営業務の実績があるか。	5点
イ 管理運営に関する事項	20点
①公共性・公益性を重視した内容となっているか	10点
②従事者の配置計画は適切か	5点
③地域住民、利用者等へのサービス向上が期待できるか	5点
ウ 経営・財務基盤に関する事項	15点
①財務内容は安定しているか	5点
②収支計画は、実現可能であり、5年間の管理業務に耐えうるものか	5点
③収益性及び経費削減を考慮した内容となっているか	5点
エ 地域との連携（協働）に関する事項	5点
市及び地域との連携及び公共性の担保についての考え方は適切か	5点
3. 基本項目以外の審査	10点
感染症対策、災害等緊急時の対応及び安全管理の方針	10点

採点方法

〔価格審査の採点方法〕

基準価格（年額2,785,200円）に対する提案価格の比率を、以下の通り係数化し、それを価格点の配点（40点）に乗じて得たものを得点とする。

※小数点第1位は四捨五入

基準価格に対する提案価格の比率	価格点の配点（40点）にかける係数
80%以下	1.0
80%超～85%以下	0.9
85%超～90%以下	0.8
90%超～95%以下	0.7
95%超～100%以下	0.6
100%超	失格

〔基本項目審査、基本項目以外の審査の採点方法〕

評価項目ごとに、以下の考え方で、4段階の評価点数をつける。その上で、各評価項目の満点数に以下の評価割合を乗じて得たものを評価点とする。

※小数点第2位は四捨五入

得点の考え方	評価点数（4段階）	評価割合
優れている	3	3/3
普通	2	2/3
優れているとはいえない（劣っている）	1	1/3
要求内容を満たしていない	0	0/3

〔総合評価〕

総合評価は、選定・評価委員が審査で採点した点数の平均（小数第2位は四捨五入）により行い、最も高い点数を獲得したものを指定管理者の候補とする。最低基準点は、各選定・評価委員の価格審査と基本項目審査の平均点が60点以上を満たすこととし、下回る場合は失格とする。

また、最も高い点数を獲得したものが二者以上あった場合はくじ引きにより、指定管理者の候補を決めるものとする。

リスク分担表

リスクの種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	物価上昇又は下落		○
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断		○
	金利の上昇等による資金調達費用の増加		○
法令等変更	施設の運営管理にかかる法令等の制定又は改廃	協議	
税制変更	消費税（地方消費税を含む）率の変更に伴う費用負担	○	
	上記以外		○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○
事業の内容の変更	市による事業の内容の変更	○	
	指定管理者による事業の内容の変更		○
市議会議決	議決が得られないことによる延期		○
事業の中断又は中止	市に帰責事由の全部がある事業の中断・中止	○	
	指定管理者に帰責事由の全部がある事業の中断・中止		○
	上記以外	協議	
施設等の損傷又は修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○
	指定管理者が設置した設備及び備品		○
第三者賠償	市に帰責事由の全部があるもの	○	
	指定管理者に帰責事由の全部があるもの		○
	上記以外	協議	
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧経費及び業務履行不能	○	
	不可抗力による事故時の適切な処理		○
	災害、その他新たに発生した感染症等、不測の事態による管理運営の中断や対策等に要する経費	協議	

※「不可抗力」とは、風水害、地震、地滑り、落盤、落雷、天災、戦乱、内乱、テロ、ストライキその他の特異事象とする。